

別記仕様書

委託業務の内容

1 当番病院経費支払事務

(1) 精神科救急医療施設事業費

岡山県精神科救急医療システム整備事業実施要綱第6に規定する精神科救急医療施設（岡山県精神科医療センターを除く。）（以下、「当番病院」と言う。）に対し、精神科救急医療当番病院輪番リストによる当番日（以下、「当番日」と言う。）1日当たり、次の額を支払う。

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの日の
昼間（午前8時30分から午後6時まで） 23,000円
- ・夜間（午後6時から翌日の午前8時30分） 25,300円

(2) 空床確保事業費

当番病院に対し、当番日の休日及び夜間それぞれに対し、1回当たり12,400円を支払う。ただし、当番日に入院受け入れがあった場合は、支払わないものとする。

※なお、本事業単価については、国から精神保健費等国庫負担（補助）金（精神科救急医療体制整備事業）の新たな基準額が示されるなどにより変動することもある。

2 輪番リストの作成事務等

岡山県精神科救急医療システム整備事業実施要綱第6の3に規定する当番病院輪番表を作成する。

3 その他の業務

1及び2の業務達成に関し必要な業務。